

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

2024-9-26 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第2回）

10:00～12:04

○秋田座長 おはようございます。

ただいまより、第2回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も、対面・オンラインのハイブリッドの開催となっております。

本日の検討会は、お手元のタブレットによりまずペーパーレスでの開催となっております。操作方法等に御不明点がある場合は、事務局のほうにお尋ねください。

それでは、事務局から、本日の構成員の皆様のお出席状況と、議事の確認をお願いいたします。

○平山課長補佐 事務局でございます。本日は御参集いただきありがとうございます。

事務局に、まず、人事異動がございましたので御報告いたします。

竹林成育局担当審議官でございます。本日は、公務のため遅れて出席いたします。

続きまして、栗原保育政策課長でございます。

○栗原課長 栗原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○平山課長補佐 最後に、私、保育政策課長補佐に着任いたしました、平山でございます。

以上が新たに着任したものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、本日の構成員のお出席状況でございますが、オンラインにて御参加いただいている構成員につきましては、王寺構成員、奥山構成員、北川構成員、駒崎構成員、堀構成員になります。

ほかの構成員におかれましては、対面での御参加となっており、大川構成員の代理として小川構成員代理に出席を賜っております。

また、本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりでございます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○栗原課長 改めまして、保育政策課長でございます。

資料は、5点御用意させていただいております。順に御説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。今後の進め方でございます。

1ページは、6月の検討会で出させていただいた、今回この検討会でどういう検討事項があるか、これまでの検討等も踏まえまして、また、制度の準備もありますので、示させてい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

ただいたものでございます。令和7年度の利用時間、それから、人員配置、設備運営基準、安定的な運営の確保、さらには、手引き的なものとシステムについてでございます。

2ページを御覧ください。これらの検討事項についてどのように進めるかというものを、今年度も半ばに差しかかっておりますので道筋を示させていただいております。

最初の3つの論点につきましては、本日、第1回の御議論も踏まえて引き続き御意見をいただいた上で、次回、10月下旬に開催を予定しておりますけれども、令和7年度の事業での対応方針を決めなければいけないということで、そちらのほうの案を事務局から示させていただき予定としております。また、御意見、御議論いただきまして、12月には議論の取りまとめという形で方向性について整理をする。

その後でございますが、その下に、さらに升目を分けて示させていただいておりますけれども、制度の立てつけの関係で、人員配置、設備運営基準については、内閣府令で定めて、各自治体で条例を定めていただくという手続きになりますので、こちらを進めていく。また、事業の補助基準等につきましては、利用可能時間や単価等の関係も定めていくことが待っております。来年度は、制度として動き始めますので、それも踏まえて、さらに令和8年度の給付化に向けて様々準備を進めていくという段になっております。

右に目を移していただいて、手引きでございます。後ほど御説明しますが、本日、骨子(案)を提示させていただきましますので、その骨子(案)や様々盛り込むべきことについて忌憚なき御意見をいただきたいと思っております。こちらにつきましては、今年度中に初版を作成して、できれば年度内に出したいと思っておりますけれども、少しずつれてしまうかもしれませんが、できるだけ早期に第1版を出させていただいて、来年度からの事業実施でぜひ御活用いただきたいと考えておりますし、もちろんこういうものは事業を進めていく上で様々なことが出てきますので、逐次改定ということで進めていきたいと思っております。

一番右、システムでございます。既に来年度稼働に向けて開発を進めているところでございまして、本日、現状の報告をさせていただきます。それを踏まえて様々御意見をいただいて、基本的には2月頃に試行的運用を始めまして、来年度の事業の中で使っていただけるような想定で進めております。また、後ほど少し触れますけれども、システムは、仕様を確定させて構築していくという流れになりますので、機能を随時追加していくのは意外と難しいところもありますので、御意見をいただいたもので必要なところは、改修を定期的に予定しておりますので、その中で随時盛り込んでいくという想定で進めていきたいと考えております。

本資料については、以上でございます。

資料2を御覧ください。足元、今、試行的事業を実施していただいておりますので、そちらの実施状況について、整理されたものを示させていただいております。

1ページは、試行的事業の予算のペーパーになります。このような形で、今、各自治体で

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

進めていただいています。

2 ページを御覧いただきたいと思います。現時点、8月の追加内示も踏まえて、118自治体で実施をしていただくことになっております。うっすら黒になっている4自治体が、直近で追加された自治体ということになります。

3 ページをお願いします。118自治体のうち、8月末現在、96自治体で既に受入れを始めていただいて、事業所数は697か所となっております。事業所類型を見ていただきますと、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園のほか、地域子育て支援拠点とか様々な主体、また、運営主体も社会福祉法人、学校法人のみならず、株式会社も含めて様々な主体に参画いただいております。

また、実施方法も、余裕活用型が半数を占めますけれども、一般型、これも在園児合同とか専用室で独立するタイプも様々あるという状況になっております。専用室の有無は、なしのほうが意外と多いということが今の実施状況からは出ております。利用方法につきましては、これはよく議論がある話ですけれども、定期利用と自由利用を掛け合わせているところが半数弱ぐらい。それから、親子通園について可としているところが多いですけれども、不可と明確にしているところもあります。あと、一時預かりですけれども、やっているところが半数以上という状況がございます。

5 ページですが、昨年度の事業と検討会の中間取りまとめを踏まえまして、必要な事項について今年度調査研究を進めております。検討項目は3つあります。

「保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証」ということで、広くやっていただいているところに、事業者、利用者も含めてアンケート調査を実施しております。現場のほうから回収を行って分析を進めているところですので、本日、資料として入っておりません。

検討項目Ⅱ「こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置」ということで、幾つかやっていただいている事業所等に対してヒアリングを行っておりまして、そこから抽出されたものを整理しております。また、検討項目Ⅲ「障害のあるこどもを受け入れる体制の整備」ということで、居宅訪問の議論があった中で、ここを少し整理したほうがいいのではないかとということで有識者に対してのヒアリングを実施させていただいております。この2点につきましては、最終的な精査は年度末になりますけれども、現時点である程度整理されたものができておりますので、本日、参考資料として付けさせていただきます。

6 ページは、検討項目Ⅱの関係です。専門性とか人員配置の関係ですけれども、配置はもちろん試行的事業の中で基準をつくってやっていただいておりますけれども、それは守った上で、経験年数の高い方を置いている。常に毎日来るような方ではないし、様々な御家庭の方もおられるということで、かなり経験のある保育士を置いて丁寧に対応しているという状況が見て取れます。

めくっていただきまして7ページ、同じように、利用の形態が通常の園児と違うというところ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

ころもありますので、丁寧に個別のアプローチを行っているとか、発達状況がうまく見とれない状況もありますので、そこについてはかなり気を使って細かい聴き取りなどを行っている。また、保育計画や記録についても丁寧にやっているという状況がヒアリングから分かっております。

8 ページを御覧ください。保護者との関わり、これも同じような話ではありますけれども、常に連絡帳等で毎日のように連絡を取り合うというところでもないものですから、逆に、迎えに来られたときに丁寧な対応を行ってコミュニケーションを取っているというところも、お話の中から出てきております。また、真ん中のところはリスクアプローチ的な話だと思いますけれども、家庭全体の支援の必要性という辺りも、かなり配慮しながら対応しているとお聞きしているところでございます。

9 ページを御覧ください。実施の職員間の連携についてでございます。もちろん経験の高い保育士さんを置いていただいていますけれども、関係する職員が一丸となってやるということで、相互理解、そもそもこの制度は何なのか、あとは、個に対する状況の情報共有をかなり気を使ってやられているということをお聞かせいただきました。

10 ページ以降は、ヒアリングをそれぞれ園ごとに整理しています。こちらから抽出したのが先ほどの資料になりますけれども、個票をつけておりますので御参照ください。

16 ページでございます。障害のあるこどもを受け入れる体制の整備ということで、状態像とか受け入れる意義、留意点などを整理したほうがいいのではないかとということで、有識者から聴き取った内容となっております。

16 ページの最初、状態像については、障害児というと、基本的な話ではありますけれども、医療的ケアのお子さん、常時見守りが必要、感染リスクが高い等々。それから、障害のあるこども、身体、知的、発達の部分で、個々の状況に応じた対応が必要という話が出てきております。

17 ページでございます。居宅に訪問する場合の意義、懸念点、留意点について、有識者のヒアリングを整理しております。

訪問する際の基本的な姿勢についてですけれども、保育士等につきましても、障害や発達特性の理解への前向きな姿勢を示すことが求められる。それから、過度に特別視をしないというところも重要だというお話をいただいております。こどもにとっての意義は、これは全てのこどもに共通する話だと思いますけれども、当然居宅の中であっても保育士等との遊びは新たな刺激や体験でありますし、こどもと保護者の関係においてもよい影響があるという話をいただいております。

18 ページは、保護者や家庭にとっての意義ということで、これも当然と言えば当然ですが、家庭に入ることによって家庭の課題を見つけることができる。虐待やネグレクトのリスク低減につながるという話を伺っております。そもそも外出自体に対して抵抗感がある御家庭に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

関しては、外に出るところのファーストステップというか、支援もできるということで、通園への移行にもつながるのではないかという話をいただいております。

19 ページ、留意点でございますが、居宅に訪問するというと、組織的に対応する体制というよりは、ある程度個に限られた、訪問した方に限られた支援になりますので、支援に当たる保育士等のサポートをしっかりと園で体制を取る必要があるのではないかという話。それから、居宅だけというのは違うのではないかというところで、通園できる状態に回復したときにしっかりと通園につなげるというところの視点もいただいております。

続きまして、資料3でございます。最初の進め方のところでお話しした左3つの論点について、これまでいただいた御意見をそれぞれ整理させていただいております。

1 ページ、月10時間の上限、利用可能時間の話ですけれども、これまでの御意見。

2 ページからは、人員配置、設備運営基準。現行の試行的事業の概要を書いています。

3 ページからは、利用方式。連続利用が望ましいといったこととか、定期利用が中心になるのではないかと。ただ、自由利用もうまく使う方法を考えるべきではないかという御意見もいただきました。

それから、人員配置基準、3ページの下のところですが、保育士以外の人材活用の話も御指摘をいただいているところがございます。

4 ページは、安定的な運営の確保というところで、上の2つ目の○ですけれども、前回の検討会以降、医療的ケア児と要支援家庭については加算措置を加えさせていただいておりますので補足させていただきます。前回の検討会で、採算面で難しい部分があるのではないかと御指摘を色々いただいているところがございます。

資料3につきましては、こういう御意見がこれまで出ましたという整理ですので、ここも踏まえて、本日も忌憚なき御意見をいただければと思っております。

資料4、手引きでございます。

1 ページに骨子案を示させていただいております。この手引き自体は、実施事業者はもとより、従事する保育者、自治体の担当者が、制度の趣旨、目的を理解する。ここが大前提、基本になりますけれども、さらには、実施する上での年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、事業を実施していただく上で参照していただきたい事項について作成をするということで考えております。

制度の意義、Iの基本的事項のところは、昨年度の会議でベースの部分を整理していただいているので、それを中心に書き込むことになると思っておりますが、今、試行的事業の中で色々気づきの点が出ていると思いますので、そういうところも入れ込んでいきたいと思っております。それから、制度の概要について。

2つ目が事業実施の留意事項ということで、ベースのところには安全・安心関係がありますので、そういうところをしっかりと押さえた上で、通園初期、特に対応が難しくなる、どうし

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

ようかというところですので、ここのところをしっかりと書く。さらには、年齢ごとに関わり方も変わりますので、そういうところの特徴、留意点なども記載していきたい。また、さっきも少し出ましたけれども、障害児、医療的ケア児等の特別な配慮が必要なこどもへの対応も、留意点等を書き込んでいきたいと考えております。

その他、個人情報の関係とか、よく議論になる一時預かり事業との関係性も、整理してお示ししていきたいと考えております。

一番下に※で書いていますとおり、手引きは手引きとして作成した上で、今、実施の事例を私どももお聞きしておりますので、様々な実施主体がこういう形でできますよという形のものも含めて、具体的な事例を示していきたいと考えております。

資料5、総合支援システムについてでございます。

1 ページは、今こういうシステムを構築中ですということで、主に3つの機能、予約管理、それから、データ管理。これは、利用者情報、利用実績の管理ということになります。それも踏まえた上での請求書発行機能を付け足して、現在、左下に書いていますけれども、令和7年度からの運用を目指し構築中ということでございます。

2 ページを御覧ください。今の話を業務フロー的なものと合わせてイメージ化したものでございます。

一番最初の利用申請から市区町村での審査のところは、現在、構築中のシステムにはまだ入っていませんが、将来的にこういうところもできたらというところで書かせていただいております。

それ以降ですが、利用者のほうにアカウントを振りだして、利用者のほうは個人情報にももちろん配慮するということがありますので、同意をいただいた上で必要な情報を入れていただいて、その上で、面談とか利用の予約の関係がこのシステム上でできるということになります。

実際に誰でも通園の利用を開始して、それで園に行くことになりますけれども、そのときに、2次元コードを読み取っての打刻もできるという形のシステムを入れさせていただいております。最後、利用実績に応じて請求書を発行できる。請求支払い自体はこのシステムでは対応できていませんが、請求書を発行できるというシステム。この一連の流れが毎回積み重なりますので利用状況が各市区町村で把握できる、こういうシステムになっております。

3 ページに、現在開発中のシステム画面のイメージを付けさせていただいております。

利用者の方は、基本的にスマホでやると思っていますので、そのイメージになっております。地図等で、誰でも通園制度に対応している園の情報が出てくる。今、地図に園の場所が書いてありますが、この場所をクリックするとその園の詳細情報に入っていけるという形を想定しております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

また、利用予約は、カレンダー形式のところから入って行って予約ができる。事業所のほうでは、その予約状況を、どの方がどの日に入っていて、その方はどういう方なのかという情報が見れるという形のイメージを示させていただいています。市区町村のほうでは、利用者情報の確認がこういう形で見れるというシステムのイメージです。

4ページに、令和7年度の概算要求で、このシステムは7年度から稼働しますので運用保守が必要になります。もちろん利用する自治体からの様々な問い合わせに対応するために、システムの運用保守だけではなくて、コールセンター的なものもしっかり設けていく。

併せて5ページになりますけれども、将来的な改修を随時、毎年進めていきたいと考えているところがございます。システムは、令和7年度から利用いただけるようにということで構築を進めています。こういうものだということも踏まえながら、こういうのも入れたほうがいいのではないかと、様々な御意見をいただければと考えております。

少し長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。本日もよろしくお願いたします。

○秋田座長 御説明ありがとうございます。

ただいま、竹林審議官がお越しになられましたので、一言御挨拶をお願いします。

○竹林審議官 今日は遅れてまいりまして恐縮でございます。7月5日付で、こども家庭庁成育局の審議官として着任いたしました、竹林と申します。

私、内閣官房の全世代型社会保障構築本部におりまして、今回の加速化プランの財政フレームというか、そちらのほうの仕事をしておりました。7月にこちらに移ってきてまして、これからはしっかりとした施行に向けて、引き続きこどもの行政に関わっていきたくております。どうぞよろしくお願いたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから皆様に、お時間も限られておりますので、お一人3分程度で御発言をお願いをさせていただきたいと思えます。

なお、事前に皆様から資料を御提出いただいたものにつきましては、参考資料としてまとめております。ぜひ御発言の中で、それぞれから御紹介ください。

発言のルールとしては、挙手をする代わりに、対面の方は名札を立てていただきたいと思えます。順に指名をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。また、オンライン参加の方は、チャット機能のほうで「挙手」からお願いをいたします。

では、自由に御発言をいただきたいと思えます。いかがでございますでしょうか。

倉石構成員お願いをします。

○倉石構成員 倉石でございます。よろしくお願いたします。前回欠席しまして失礼いたしました。

ありがとうございました。丁寧な説明をいただきまして進捗状況がよく分かりました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

資料にも提示をさせていただいていますが、口頭で4点ほど申し上げたいと思います。

まず1つは、一時預かりのことが今後検討されるということでした。立てつけが違うものではあるのですが、現場の先生方にとってはどう違うのかというところで、試行的な事業をされている方は疑問が出ています。預かり時間の違いがありますので大変難しい話ではあると思いますが、今後、誰でも通園を進めていく上では、一時預かりとの違いであるのか、それとも同様のものであるのか、その辺りの整合性を検討いただく必要があるのではないかとということが1点です。

2点目は、こども誰でも通園制度の意義が、ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチという2つを兼ね備えたものであるということをもう一度確認しなければいけない。そのときに、要支援家庭の方をどのようにアプローチしながら、場合によれば自治体からの利用勧奨がこれから進んできますので、こども家庭センター等ができますと、利用勧奨の中に載せていけるかということも大事な視点だと思っています。そういう意味では、要支援家庭の扱いをされている誰でも通園制度、そういう現場もありますので、そういう方に限って積極的に受け入れている法人もあるので、そういうところを事例として扱っていただく。

それから、手引きの骨子を示していただきましたが、要支援家庭のテーマが一番下に、3番の③に入っています。この制度の意義としては、2番目の医療的ケア児のあの辺りに盛り込むのか、それとも、別立てで独立的に立てつけをしていただくほうが、誰でも通園制度の意義が現場の方々にも、自治体の方にも理解いただけるのではないかと考えております。

最後ですけれども、10時間のことは、これから委員の皆様から、実施の自治体からもたくさん意見が出るとは思いますが、一体どの程度までならいけるのか。利用される方にとっては月2時間でもいいですという方もいらっしゃるかも知れないですし、場合によれば、マックスはこの辺りまでというふうに、全ての方に10時間ということはもちろん大事ですけれども、こういう家庭に対してはここまでやったほうがいいのかという、ある意味、こどもの育ちに合わせて柔軟に選択できるような立てつけができればいいかなど。これは理想論かも知れないですけれども、御検討いただければと思っています。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

オンラインのほうで、駒崎構成員からお手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○駒崎構成員 ありがとうございます。

竹林さんのようなベテランの方がお越しいただいて、このテーマを実際に取り組んでくださるのは大変ありがたいと思いますし、一緒にいい制度にして参れたらと思います。

私のほうから意見書を出させていただいております。

5点あります。3分ということなので駆け足で御説明させていただきます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

1つ目、事業名称についてです。今回、こども家庭庁の予算概算要求の方で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とされているのですが、よく、旧名称を括弧ぐくりにして、いつの間にか翌年度に名称が変更されてしまうことがあります。「乳児等通園支援事業」では、この「こども誰でも通園制度」に込められた理念。「全てのこどもたちを包摂していく。どんな環境であれ、要支援であっても医療的ケアがあっても、誰でも保育にアクセスできる」というすばらしい理念が失われてしまいます。ですので、ぜひ「こども誰でも通園制度」という名称を継続して使用いただけたらと思っております。

2つ目、委託料に関してです。再三再四申し上げますけれども、850円という額が現実から大変かけ離れています。せっかくのいい制度ですが、このままだと事業所の負担が大きくなってしまいますので、委託料の再検討を再度提案させていただきたい。事業者の意見を聞いていただける場をぜひおつくりいただけたらと思います。

弊会では、現場からの声を聞こうと、7月から受入れを開始している保育所2園にヒアリングを実施しました。認可園、5人分の枠を活用している園と、4人分の枠を活用している園にヒアリングさせていただきました。

用意した枠のうち、どのくらい使われたかというのを聞いてみました。実際に利用された時間はわずか15%と、5%のみでありました。

事業者の収入は、公定価格の6分の1程度。B園においては10分の1ということで、収入としては厳しいものになったとおっしゃっていました。

なぜかといいますと、空き枠を埋めるほどの利用ニーズをいきなり集めるのは厳しい。やはり徐々に浸透していく形になりますし、利用者の方々も、働いていないのに預けられることを知らない場合もある。あとは、利用時間帯の制限。恐らくこども家庭庁はシミュレーションの中で全ての時間を埋められると計算されていると思いますが、実際は11時から3時は昼食と午睡があって、誰通のこどもを受け入れるのは難しかったりするので、午前枠、午後枠みたいな形で取らざるを得ないことが理由としてあるのではないかと。そうした構造的な理由があるということが示唆されます。

ぜひ現場の意見と実態に合わせてシミュレートしていただけて、単価を決めていただきたいと思います。こども家庭庁の方々がかうだろうと思うことと、現場の運用というのは離れる部分があるので、そこを採り入れる形でサステナブルな運用ができるようにしていただけたらと思っております。

3つ目です。受入れ年齢は6か月となっていますけれども、児童虐待で亡くなるこどもで一番多いのは0歳児です。先ほど倉石先生もおっしゃいましたけれども、要支援といいますか、厳しい環境にあるこどもたちを救うという理念を果たすためにも、0歳児の子たちをしっかりとカバーできる制度にさせていただきたい。

保育園というのは、生後57日からの預かりが可能な施設になっています。誰通は、なぜ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

半年からなのか。平仄が合っていない、整合性が合っていない部分がございますので、保育園に合わせて生後 57 日から預かれるように。産後、ホルモンバランスが崩れるなどしてどうしても厳しい状態、孤立してしまいがちな、産後すぐの家庭をも包摂できるよう。もちろん手を挙げられた園に、ということになりますけれども、そうした園が生後 57 日以降のこどもたちも預かれるように、「選択」ができる制度にさせていただけたらと思っております。

あと、産後ケア施設は、実は生後半年以上ぐらしか使えないところ、利用者の希望だけではなかなか使えないところが多い、ということが書いてありますので、御覧になっていただけたらと思います。

4 つ目です。医療的ケア児や要支援家庭等のためにつくられた制度が、誰通から排除されているという状況になっているのですけれども。これに関しては、医療的ケア児の御家庭の 9 割が、就労の有無を問わない定期的な保育を望んでいますので、どうか彼らを見捨てないような制度にさせていただきたいと思っております。アンケート調査、エビデンスもございますので、ぜひ彼らの声を無視しないでいただきたいと思っております。

また、医療的ケア児家庭だけでなく、要支援家庭の方々に、どうしても保育園に通園させたくないとか、させないという、親御さんに精神疾患があったり、精神状況が不安定だったりという御家庭を何度も見てきました。そうした御家庭に対してアウトリーチというのは非常に有効な仕組みです。彼ら、彼女らが家の中に閉じこもって、そして、誰の手も、誰の目も入らないという状況から、社会の接点をつくるためにも居宅訪問型の誰通を実現していただけたらと思っております。ぜひお願いいたします。

5 つ目ですけれども、この総合支援システム、つくってくださってありがとうございます。そのお気持ちは大変うれしいのですが、拝見させていただくに、やや使い勝手がどうなのか、不安になるところがございます。

1 つ目は、利用者の決定方法が先着順になりそうだと、このことがあります。利用者の方が直接申し込む形になりますが、先ほど言ったように要支援家庭等の場合は、優先して厳しい御家庭を受け入れるというような配慮が必要です。なので、事業者側が、ここを彼女のために押さえておこう、ということが出来る仕組みにしないといけない。利用者だけが使えるのではなくて、自治体や事業者のほうで枠を押さえられる、申請を代行できる仕組みを、ぜひつくっていただけたらと思っております。

フレキシブルな仕組みを採っていただきたい。困っている人ほど、自分からこうした支援に向かっているか、という困った状況が支援の現場にはあります。そうしたときに、「試しに来てみなよ、枠を押さえておくから」ということで来てもらうような、そういう仕組みにさせていただけたら、より厳しい状況、最も厳しい状況の御家庭に手を差しのべられるのではないかと思います。ぜひシステムの部分でもそれを実現できるようにしていただけたらと思っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

早口になって申し訳ございません。以上でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続いて、万井構成員、その後、伊藤構成員、オンラインの王寺構成員、小川構成員、尾木構成員、清原構成員、菊池構成員、原田構成員、小野構成員とお手を挙げていただいておりますので、順にお願いをしたいと思います。

万井構成員、お願いいたします。

○万井構成員 大阪高槻市の万井でございます。よろしく申し上げます。

高槻市で資料を出させてもらっています。

自治体における日程等の課題ということで、高槻市の立てつけですけれども、今、令和6年度試行的事業を実施して、令和7年度に乳児等通園支援事業が地域こども・子育て支援事業として位置づけられるだろう。その際に、市が設備基準や実施事業所の認可を行っていくというスケジュール感になっています。

その次のページ、我々通常市議会が9月とか12月とか3月、時期が違うところもあると思うのですが、高槻の場合12月、3月、できれば12月議会に出した上で1月、2月辺りで認可していくという手続きを考えていたのですが、12月に出すとなると早い段階、9月の終わり、あるいは10月ぐらいに出してもらわないとかなり厳しい状態で、3月議会になると、事業者を募集して認可する手続きがしんどくなるということで、国基準の制定時期が各自治体によって相当タイトな日程になっているのではないかとということで、この辺を御留意していただきたい。もしくは、案の段階でも、自治体がつくれるような文書を出していただきたい。当然自治体も各担当部局がありまして、まだ確定してへんやないかということで、条例制定させていただけないというようなこともあります。

それから、認可確認の手続きはかなりタイトになりますので、4月から事業を実施するに当たって認可を簡素化できる手続きはないだろうかというのを依頼したいということ。

それから、まだシステムは分かりませんが、総合システムをつくるに当たって、自治体で今、保育サービスに係るシステムをつくっていたりとかいろいろあると思いますが、そことも連携していかなあかんとか、システム改修をしていくために必要な何らかの措置があるのではないかと考えています。補助制度も絡んでくる話になりますので、今やっている補助事業との整合性も図っていかんと、現場のほう、特に事業者が混乱することが予想されると思っています。

1点目は自治体の日程の課題について。

2点目は、乳児等通園支援事業、今の試行事業で想定されている表を書いています。

余裕教室活用型、例えば1歳児利用こども10名を通常保育していて、12人定員で空き枠が2つありました。令和7年度は、補助事業として乳児等通園支援事業をやるわけですけれども、そのときに通常の保育士が配置されていて、2人余裕の人数がいるので1歳のこども

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

を入れました。そのときの補助の対象経費の問題です。

給付は、当然入っている人数に対して給付をもらっているので給付額としてあるのですが、補助事業、あるいは委託事業をする場合に、誰でも通園制度で入ってくる2人の子どもにかかった費用はいくらですかというのを出さなあかんのです。相手に求めないとあかんということで、それって一按分するのか、何人分ですかみたいなこと。あるいは、会計検査院の検査が入ったときに、この人の名前は通常保育で加算金ももらっているやないかと。違う人を入れないと、当然この補助事業はだめですよ、お金返してくださいというようなことが起こり得るのかなというパターンを何例か挙げていますので、文章でもQAでもいいので何か御回答願いたいと思っております。

それから、システムについてどんな運用していくのかというのが非常に心配になっています。例えば、先ほどの駒崎委員が言われた早いもの順でやったときに、事業者ごとか、最終的に利用実績を打ち込むときに、その時期が遅れた段階で、遡及で、10月分忘れていましたとって翌月来たときに、でも、実際に違う事業所で使っている、つまり、併用している場合はどういうふうになるのか。後で返さなあかんという問題が起こってくるのか、この辺が複数使ったときに課題がいっぱいあるということで、これも何点か質問事項で挙げていますので、できれば御回答願いたい。

もう一つ、大きい懸念事項で、我々も高槻の幼稚園協会や大阪の保育部会で話させてもらっていますが、前回ここで、こども誰でも通園制度のシステムを保育のDX化ということで、将来、今の通常保育についても使っていきたい、やっていきたいということになると、企業主導型の保育制度を全国一律のシステムでやっているわけですが、例えば月の利用実績が16日を下回ると給付額が減額される。つまり、利用実績に基づいた給付をしていくという考え方になっていくのでしょうか。

例えば、幼稚園系のところでいうと、夏休み期間になると利用日数が少ないから、あるいは5歳が3月に卒園すると3月の途中、5日しか来てないので5日分の給付しか出しませんか、そういうふうな方向性でこども家庭庁が動いているのかどうか。これは大きい話になってくると思います。

実は障害の制度や高齢の制度はそういう枠組みになっていますが、こどもの制度だけはなぜかダブル給付ありというのがずっと続いています。障害も高齢も人を配置せなあかんの、実績に基づいた給付しかされないということで、この辺が心配事項として挙がります。将来の話ですが、特に不安がっているところがあるので、その辺の話をまたしていただきたい。

高槻の場合も各事業所が非常に困っているのが、目的の違う一時預かり事業と誰でも通園制度というのが、超えた時間分は一時預かりにするなら一緒やないとか、何かそういう混乱が生じていて、何園かお願いしていますが、御理解していただいている幼保連携型の認

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

定こども園であったり、幼稚園型の認定こども園の学校法人さんぐらいしか、今、手が挙がっていないという状態になっていますので、その辺の御回答、よろしく申し上げます。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 全国保育協議会の副会長の伊藤でございます。

資料は出していませんが、私からは3点あります。

1点目ですけれども、何回も出て申し訳ないですけれども、補助基準額についていろいろな園から、この事業に参加したいけれども、この金額では到底やれなという声をその後も結構聞いていますので、いろいろな事業者が、多くの人がかどもたちを支えるようになるためにもう少し考えていただきたいと思っています。この点は、再度重ねてお願いしたいと思っております。

2点目、従事者の資格についてです。こどものための制度ということで、また、0、1、2歳、そして、毎日来るこどもたちではないということ、そこには専門性のある保育士が関わることを基本としていただきたいと思っております。ただし、現在、保育士が足りていないということもありますので、特例として何らかの措置を執るなどしてもらえたらと思っております。あくまでも有資格者を基本とするということは、ぜひ入れてもらいたいと思っております。

3番目、他事業との兼任とか、先ほどからちらちら出ていますが、現在、試行事業を行っている園で一時預かりを行っていた園が、例えば、うちはまさにそうですけれども、小さい園ですと大きくやることは難しく、一時預かりをやっていた水曜日だけ誰通でやってみようということで、水曜日だけ誰通にしています。でも、実際やるに当たって、一時預かり1人、誰通1人ということで、いろいろな加算を削って、今取り組んでいるところです。そういうところをもう少し工夫してうまくできるようになればと思っております。

一時預かりと誰通の違いですが、うちの場合は、誰通は2時間とか3時間、短い時間でしています。こどもが園に来てほかのこどもたちと関わったり、先生と関わることで、こどもにとってということをやっております。

そこで保護者の方と話す中で、この方はちょっと疲れているとか、悩みがありそうだなという方は、相談しながら、もうちょっと長い時間が必要だったら一時預かりを使ってくださいということで一時預かりのほうに案内したりとか、そういう使い方をしています。ですので、小さい施設でより多くの施設が取り組むようにするには、一時預かりとか他事業の兼任、もちろん基準は守った上でですけれども、そういったことを考えていく必要があると思っております。

それと、今、施設で反対される方も多いと思っておりますけれども、いわゆる保育士保育というところと、一時預かりと誰でも通園、この辺の整理をしてもらったほうがいいと思っていま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

す。人によって捉え方が違ったりすることもあるので、その辺の整理も必要なのかなと思っています。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインの王寺構成員、お願いします。

○王寺構成員 よろしく願いいたします。

このたびの制度は、大変子どもは賛同しているわけですが、各委員の皆さんが、趣旨が浸透していないとかいろいろなことをおっしゃっていることを踏まえて、私たちからも意見を述べさせていただきたいと思います。

この制度は、全ての子どもと子育て家庭に対する支援を強化する上で、また、私たちの保育の専門性を広く社会に示すという点でも、いい制度ではないかと思っております。でも、まだまだ改良すべき点、議論すべき点がたくさんあると思います。

まず1点目、利用時間でございます。何度も申し上げて大変恐縮ですが、月10時間では足りないと思います。私どもの保護者の悩みは、乳児の基本的生活習慣の獲得についてなどが大変多いわけです。乳児の基本的生活習慣の獲得は、生活のリズム、また、実際的な生活を通して学び取るものであると私たちは理解しております。10時間では生活を体験するということが大変難しいわけです。基本的生活習慣には、寝る、食べる、排泄をするということも含めて、しっかりと生活ができるための時間は最低4、5時間程度かかるのではないのでしょうかということ踏まえて、利用時間をもう少し延長していただきたいということ。

2点目は、人員配置、設備運営基準についてですが、こどもの安心・安全が大前提であります。ですから、生命の維持と情緒の安定を保障する、そういう環境を提供できる施設においてのみ、この事業をやっていただきたいと私は思っております。そういう上で、0、1、2の発達の特性、また、そういう知見など、スキルをしっかりと有する保育者、経験のある人たちを配置していただきたいと思っております。

また、慢性的な保育士不足の中で、各事業所においては、もう1人ここへ配置をとすることはなかなか難しいところではあります。ぎりぎりのところでやっても、例えば園の中にいる職員、栄養士とか看護師、子育て支援員などがいらっしゃいますので、保育者プラスそういう人たちが手伝うということにしていけば、保育者の負担感を軽減できるのではないかと思うと同時に、そういう方たちも加算とか給付の中で見ていただけると運営がしやすいのではないかと思っております。

3点目、安定的な運営の確保です。これは、経済的な支援が絶対必要でございます。今、子どもがやっているのは、一時預かり事業と共有しながら、そして、各自治体が子育て支援としてさらなる加算を付けていただいておりますので、何とかやっている状況でございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

そういうことを踏まえて、給付の単価をもう少し考えていただければと思います。

4点目の、制度を実施する上で「手引きになるようなもの」の作成については、先ほど栗原課長の御説明にもありましたように、運営する側の手引きも大変必要で、御指摘にあったようなものが需要であると同時に、先ほど、多くの方たちがおっしゃっていたように、広く社会にこの事業の趣旨を広めていく。社会全体で子育てを担うというような状況の中で、社会に対しても、手引きのようなものを広く配信していくことが大切ではないかと思っています。

最後が総合支援システムでございますが、先ほどの説明で、まだよく理解できないところもあるのですが、別途協議が進んでいる保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会との連動性、例えば、保活とかそういうものとの連動性、また、このシステムは今構築をされているところだと思いますが、一度決まったらそれをずっとではなく、使いながら改正していくことも必要ではないかと思っております。そういうような整合性や個人情報の取扱いについても、もう少し詳しく御説明いただければと思っています。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、大川構成員代理の小川構成員、お願いいたします。

○小川構成員 本日、大川市長の代理で出席させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうからは、試行的事業、公立施設で市内1か所、民間施設で9か所実施しております。ここから見えてきました現状と課題について、発言させていただきたいと思います。大きく区分で6点ほどございます。

まず、利用時間についてですが、市の直営施設では、月10時間の枠に収まるよう不定期利用している方が多いという状況でございます。利用理由は、リフレッシュが7～8割を占めております。また、民間施設では、昨年度からモデル事業に取り組んでいる施設の内容を見ましたところ、定期・不定期が混在しております。定期利用に関しては1日6時間、週2日利用している方が多いといったところで、当然超えた部分については、一時預かりを併用しているというような状況でございます。

なお、自由利用では、月に10時間で収まる方が多いと伺っています。利用目的については、家族以外の者と関わらせたい、同じ年頃の子どもと関わらせたい。後はリフレッシュ、そこら辺が多い項目となっております。

2点目、人員配置基準です。先週、市内15園ほどある幼稚園連合会との懇談会、意見交換会がありましたけれども、その中でも保育士の確保の難しさが話題となっております。そういうところから有資格の配置が難しい状況であるため、今回、試行的事業においては一

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

時預かり事業の専門研修を修了した子育て支援員の活用を認めておりますので、同様の形で対応いただけるとありがたいと考えているところです。

次に、安定的な運営の確保です。制度の到達点をどこにするのか。こどもの育ちを応援する、これが主たる狙いであれば、この制度を利用しやすい環境にしていく必要があると考えております。そのためには、保育士などの人の配置が絶対条件であるため、施設の安定的な運営においては、人件費が担保されなければいけないと考えております。

栃木市では、冒頭お話ししたように、この試行的事業を市内 10 か所の施設で行っておりますけれども、利用者がいない施設もございます。これは潜在的待機児童の発生状況と比例しておりまして、栃木市の地形が南北に 30 キロと長いという地理的要因もあるかも知れませんが、現状そういったところもございます。

これを給付制度として位置づけていくというところでは、行政責任としては、どこにお住まいでも、誰でも利用できる環境を整える必要があると思います。国が想定している利用人数により、人件費相当額の収入は地方部ではなかなか難しいため、自治財政の確保のため、安定的な財源確保をお願いしたいと思います。

4 項目、手引きについてですけれども、よく行政の手続きは文字が一杯で分かりづらいと言われております。できましたら、その流れなどが一目瞭然で分かるようなフロー図とか、そういったものがあるといいのかなと感じているところです。

5 項目、条例の制定の関係。万井委員さんからも御説明がありましたように、地方自治体の議会对応のスケジュール感、そういったものも考慮いただきながら進めていただけるとありがたいと考えております。

6 項目、総合システムです。予算の関係で確認したいところがございます。こちらについてはクラウド方式によりそれぞれ対応することが想定されていると思いますが、この料金について、アカウントの利用者数に関係なく、システム全般の保守も含めた運営経費は国に担保いただけるのかどうか。予算が発生するとなると、来年度予算の要求ということで我々のほうの行政では始まりますので、そこは確認させていただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、尾木構成員、お願いします。

○尾木構成員 ありがとうございます。尾木でございます。

大きく 2 点申し上げたいと思います。

まずは資料 4、手引きの骨子案についてですが、この制度の意義というところで項目だけ見えますと、こども、保護者、保育者、自治体と出てきますが、ここに事業者が出てこないことに違和感を感じました。

この手引きは、実施事業者が使うことが目的とされているかもしれませんが、これから実

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

施を検討するとか、数多くの事業者に実施をしていただかないと十分な量は確保できないと思うのですが、該当する全ての事業者に対して、これまでの保育所等の役割に加えて、新たな役割を担うことの意義を明確にして、事業者を増やしていくということが必要なのではないかと思っています。

もう一つは、総合支援システムについてです。3つの機能のうち、予約管理機能、請求書発行機能については使い勝手がいいように設計していただくことを期待しておりますが、データ管理機能というところで幾つか懸念するところがあります。

利用者データの使用目的、登録するデータの具体的内容、それから、データの共有範囲については、詳細に教えていただいた上で議論する必要があるのではないかと思います。データの共有については、利用者の同意を得ることが前提になっていますが、どの範囲で、いつまで共有されるかということを確認にした上で、利用者に誤解なきように伝えることが必要になると思います。

1つは、利用実績の確認ですが、本人や自治体は当然必要としても、事業者についてはどうでしょうか。例えば、利用者の基本情報が更新されるたびに、自由利用でたった1回利用したことのある事業者でも、その個人の最新データや利用実績をいつまでも確認することができるようになるのかどうか。あるいは、定期利用で来ていた家庭がぱたりと利用しなくなったとしたら、事業者としては心配すると思いますが、そのときに利用者の利用実績を確認して、ほかの事業者を利用しているということを知ることができるのかどうかというようなことです。

事業者との間にトラブルがあったり、あるいは、事業者は気づいていないけれども、利用者としては嫌な思いをして、そこにはもう行きたくなくてほかのところへ変わったときに、そういった実態を元行っていた事業者に知られることを、利用者はどう思うのかというようなことも思います。

また、昨年度の中間取りまとめでは、事業者が作成したこどもに関する記録を共有することで、短時間しか関わることができないこどもの日々の体調や、好きな遊び、関わり方の留意点などの記録を共有することが望ましいと書かれているのですが、記録する保育者の経験に基づく専門性、あるいは、こども観、その園の保育方針等によって、その内容の捉え方に大きな差が生じる可能性もあると思います。ですから、それをそのまま活用しうるものになるのかどうか疑わしいのではないのでしょうか。

例えば、そこに書かれたこどもの否定的な姿があったとしても、保育者の適切とはいえない関わり方によって引き出されたものである可能性もあると思います。様々な事業所がこの事業を運営することになる場合に、記録一つについても同じように扱っていいものかどうかは、今後さらに検討が必要だと考えています。

また、日々の記録の共有についても、利用者の同意が必要となるわけですから、記録の内

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

容について利用者也確認できるようにすることが必要になると思いますが、そうすると、利用者に報告することと同じ範囲内でのことしか記録にとどめることができないということにならないでしょうか。その辺、いろいろ検討する必要があると思います。

利用者の同意があるにしても、どこまで共有されるのかということを利用者が正確に把握していない場合は、今利用している園ではないところで起こったことを、今利用している園の人たちが知っているという状況は納得がいくのかどうか。自分たちの行動が監視されたり、あるいは情報が筒抜けになっているというような思いを持つのではないかと考えていて、そうすると、そこが安心して利用できる場とならないのではないかと懸念しています。

特に虐待傾向があるとか支援が必要な家庭では、何か批判的な意見があるとか、批判的に見られたり、否定的に見られているのではないかとすることをすごく心配したり、気にしたりして、そういった場に出ていかないということもありますので、利用者データの扱いについてはデリケートに扱う必要があるのではないかと考えています。

以上になります。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして清原構成員、お願いいたします。

○清原構成員 ありがとうございます。杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長の清原慶子です。

参考資料の13ページ以降に提出資料が掲載されています。その順番に沿って発言をさせていただきます。

まず1点目、「資料1の今後の進め方について」です。来年度に本格運用を開始するために不可欠な令和7年度補助基準については、適切な運用を進めるために年度内に作成する必要があります。また、「人員配置、設備運営基準」については、各自治体で「条例制定の必要」があります。したがって、2ページの「議論の進め方」については適切と受け止めます。

そして、2ページの「議論の進め方」は、まさに国と自治体が取り組むべき来年度の本格実施に向けた行程表（ロードマップ）でもあります。特に自治体に求められる条例制定については、自治体として高槻市の万井構成員や栃木市の小川構成員も発言されましたように、議会日程との関係がございますので、可能な限り早期に、例えば来年度の概算要求に関する自治体向けのオンライン説明会等を開催するような場合には、自治体に「条例制定の必要」についても適切に伝えていただくようお願いいたします。

次に2番目、「資料2の令和6年度試行的事業の実施状況について」です。2ページに示されていますように、試行実施自治体数に若干の増加があったことは、自治体の御理解の表れであり、試行事業所と試行自治体による文字どおりの「試行錯誤」と、また、「試行への

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

挑戦」の表れであり、その御努力に敬意を表したいと思います。

さて、第1回の会議で、私は、「試行自治体の実施に関する分析については、補助金支給基準である人口規模別以外の側面からの分析」をお願いしたところです。今回、資料2の3ページに示されていますように、「事業所類型に多様性」が見られることは大変に有意義であると思います。すなわち、誰でも通園制度について、一般的に想定できる認可保育所、認定こども園に加えて、小規模事業、所保育所（A型）や幼稚園、また、地域子育て支援拠点、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所があるとともに、1か所ずつではありますが、企業主導型保育事業所や児童発達支援センター等、また、一時預かり事業所、そして、専用施設でも試行が行われていることが分かります。

「運営主体」についても、社会福祉法人、学校法人、公立に加えて、株式会社、個人立、一般社団法人、有限会社という多様性が認識できます。加えて、専用室が70%あること、親子通園が59%、一時預かり事業実施が53%あることも確認できました。今後はこの「数量的な実態」を踏まえるとともに、ヒアリングの結果も紹介されましたが、「質的調査」、そして、本日の構成員の御意見を踏まえて、検討を実態に即して進めていくことが有用と考えます。

そこで、3点目の、「資料3の検討事項に関わるこれまでの議論について」申し上げます。

「利用可能枠の在り方」について優先順位が高く位置づけられているということは、これまでの検討会の御意見を反映したものであると思います。

前回の会議で、私は「ある試行自治体の市長さんから、1か月上旬10時間の利用枠については問題提起をいただいた」と発言しています。また、先日、本日御出席の栃木市の小川構成員の御高配によりまして栃木市を訪問した際、「誰でも通園制度の上限時間を超えた場合に、必要に応じて一時預かり事業を利用している」との保護者の声も伺いました。

そうしたことを踏まえつつも、誰でも通園制度の理念を起点として考えるとき、来年度の全国での本格運用に当たっては、可能な限り多くのこどもたちによる本制度の利用の実現を最優先に考えて、まずは幅広い利用者の利用を視野に入れた上限10時間で開始することが適切であると考えます。

その上で、これまでの試行自治体や保護者の声の中には、上限を超える利用ニーズがあることを尊重して、上限を超える場合には、試行的事業実施事業所の約半数が、誰でも通園制度とともに一時預かりを実施している現状を踏まえて、一時預かりやその他の未就園児を受け入れる取組などの幼児教育・保育サービスとの連携が円滑にできるような仕組みづくりの必要性を提起したいと思います。

このように、本制度をこどもの視点に立って有意義なものにしていくためには、地域の実情に応じた「連携の仕組みづくり」の創意工夫が必要であると同時に、誰でも通園制度、一時預かりなどについては、特に「障害児を含む多様なこどもの視点に立った質の確保を重視

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

した運営」が必要と考えます。

幸い、このたび、保育政策課長に着任された栗原さんは、前職が支援局の障害児支援課長でいらっしやっただということで、両課の連携は鮮やかに進むと考えておりますので、大いに期待したいと思います。なお、条例制定を必要とする「人員配置、設備運営基準」については、各自治体への早めの適切な周知を改めてお願いしたいと思います。

4点目、「資料4のこども誰でも通園制度の実施に当たっての手引について」です。

基本的事項の制度の意義の最初に、こどもの成長の視点からの意義が位置づけられているように、本制度の理念は、まさに「こどもまんなか」ということをございます。その上で、5番目に「制度の意義を実現するための自治体の役割」が記載されており、これを私は市長経験者として重視しているわけをございます。

特に自治体の第一義的な役割としては、「こどもまんなか」の理念に基づく「多様な関係団体と自治体との密接な連携」を実現することであると認識しています。特に手引3の「その他の留意点等」において列挙されている、先ほど尾木構成員も強調された「個人情報の取扱い」、あるいは「他制度との関係」、「要支援家庭への対応上の留意点」を主として行うのは自治体でなければならないし、自治体の活躍が求められるわけですので、ぜひこの制度の手引は担当者だけではなくて、特に自治体の首長、つまり市区町村長、そして、教育長の本制度についての正確な理解が不可欠です。

手引というとは一般には担当者向けですけれども、私は、責任のある首長、そして、教育長にこの手引が届くようになるといいと考えます。その前にぜひ、引き続き首長、教育長への周知を図りつつ、手引の策定過程において自治体当事者の意見が大いに反映されるとともに、こども家庭庁には自治体から出向している職員がたくさんいます。60名以上をございます。その方々の活躍の場をございます。ぜひ自治体の立場から、よりよい手引の作成に向けて活躍していただければと思います。

最後に5点目、「資料5の総合支援システムについて」発言させていただきます。

2月頃試行的運用を開始して随時改定していくということですが、実は、私は、厚生労働省社会保障審議会の「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の委員として、厚生労働省が自治体の介護保険に係る指定申請について、「電子申請・届出システム」の標準化を行いまして、2022年度第1期導入から、来年度の全自治体への導入を踏まえて取組を進めてきたときに、自治体から、「これは便利だ」「標準化が不可欠だ」という声が届いていることを承知しています。

どうぞ、保育の総合支援システムに関しましても、自治体が歓迎してくださるということを念頭において、認定、面談、予約、利用、請求の各プロセスの実態を踏まえて、極力、汎用性に努めつつも、先ほど各自治体のご発言もございましたが、その実情に応じた応用性、これは、実は難しいことではあります。でも、それをするによって初めて満足度が上

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

がると思います。本システムの御担当者は本当に苦勞されていると思いますけれども、デジタル庁の専門家の支援を受けるだけではなくて、自治体でこれまで、介護保険などもそうですが、標準化に関わってこられた方の声を反映して、チャンスですから、より活用できるものをつくっていただくことを心から願っております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、菊池構成員、お願いいたします。

○菊池構成員 社会保険労務士の菊池です。どうぞよろしくお願いいたします。

私も乳幼児一時預かり事業を行っている事業者の立場、それから、社会保険労務士の立場としてお伝えしたいと思っております。

資料は12ページからになります。2点ありまして、システムと手引きについて意見を述べたいと思います。

まず、システムについてですけれども、私が乳幼児一時預かり事業を行っている横浜市では、昨年から一時預かりの受入れがシステム化されまして、非常に事業者の負担が軽減されました。本当に便利になったのですが、それでももう少し改良してほしいものがありまして、今回のシステムにもその機能がなかったので併せてお伝えできればと思いました。

まずは、キャンセル待ち受入れの機能を追加したらどうかということです。キャンセルに関しての事業者に対する補助負担は保証されているようではありますが、待っているこどもたちがたくさんいて、費用的にカバーされるからそれでいいではなくて、キャンセル待ちを速やかに募集して受け入れるという体制ができればと思っています。今、私の園では、キャンセルが出たのでどなたか利用しませんかということをお知らせするとすぐに埋まるのですが、その機能がここに備わっていると非常に便利だなと思っております。

もう一つが利用者の支払いですけれども、もしかしたら私の見方が悪いのかもしれませんが、システムの中に機能が備わっているのかもしれませんが、事業者と自治体間の補助金の請求に関しては、システム上で行えるようになっているかとお見受けしますが、利用者と事業者とのお金のやり取りについて入っていないなと思っています。こちらについても、月数百円とか数千円のやり取りをお振り込みでお願いしますとか、未回収のお金を何度も督促をかけるのは非常に負担が大きいことで、私の園ではキャッシュレスの決済ができるようなものを自分たちで導入して、その日のうちに、決済をお帰りのときをお願いしています。打刻の機能もついてますし、すぐに計算できると思います。

よくあるのが、1分お迎えが超えてしまったので追加料金がかかりますというときにトラブルが後から起こってくるかと思っておりますので、そのときに、これだけかかっているということがお互いに確認できると非常にスムーズかと思っております。お金のやり取りもキャッシュ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

レスでできると、よりよいのではないかと考えています。

それから、専門職員の配置状況や受入れ体制が分かるようにということで、もちろん障害児の受入れ、要支援家庭の受入れも、どの施設にも行ってほしいと考えておりますし、医療的ケア児も受け入れてほしいと思っている一方で、得意・不得意というものがまだ施設の中にはあるかと思えます。保護者の立場からすると専門性の高い職員がいてほしい、いることを確認したいという思いもあるのではないかと考えますし、こういう専門職がいますよとか、ここに特化していますよ、こういう施設を併設していますということが予約の段階で分かるのであれば、非常に安心にもつながるのではないかと考えます。

次は、利用者情報の更新にアラートがかけられるようにしてはどうかということで、最初の登録で検診の状況やこどもの健康状態などを記録されると思いますが、お子さんが、下の子が生まれたとか、7か月検診に行きました、1歳半検診に行きましたという更新が、こちらからお声をかけないと母子手帳のコピーがいただけないとか、もしかしたら何か新しいものが見つかったかも知れないというときに、自治体ごとの検診のタイミング等で、このときに、次の予約のときにはこれを持ってきてください、出してください、もしくは変更をかけてくださいというアラートがあるとお互いに忘れないですし、正確な情報が更新できるのではないかと考えます。

続いて、手引きについてです。こちらについては、社労士の立場でお話をしたいと思いません。

職員配置、先ほど万井構成員が図で示してくださって、まさに私の言いたいことはここだということであれなかったのですが、職員配置が足りないとか、不足感というような感覚的なところがあるかと思えます。もちろん、誰でも通園なので新たに加配が必要だと思う一方で、先ほど万井委員がおっしゃったように、通常の保育基準と、それから、補助事業の職員と、誰でも通園と、今様々な事業が行われていて、さらに保育所の中でも加算対象職員もいるわけです。

そこのカウントが施設ごとに非常に難解で苦労されているのではないかと考えますし、シフトを組む際にも、3歳児加算が付いているからこのぐらい加配をしておけばいいよねというような、感覚的にシフトを組んでいるのではないかと考えます。それが、もしかしたら保育士の不足感につながっているのではないかと考えますので、これだけ様々な事業が行われるのであれば、この時間帯に、本来であればこれだけの配置が必要なのだというものが分かるようになるとよいかと考えております。

これは一般の保育施設との兼ね合いもあって、全て総合的に配置基準を示すのは難しいかも知れませんが、手引きの中で、こういうケースの場合はこういう配置が正しいということがあるとよいと考えています。なので、加配というよりも、適正な配置のルールを改めて分かりやすく示すとよいと考えております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

事業者にとっては、保育士が足りない。だから、余裕活用の中で保育士が確保できる人数の中でやりたいという思いもあると思いますし、採算の関係もあると思いますが、今、多くの現場の保育者がこの制度に対して不安を持っているのは、自分たちの負担が増えるのではないかという漠然としたものであると思います。そういった保育者に対する配慮や、安心につながるような手引きを作っていただきたいと思っております。

最後に、職員の労務管理と心身の健康確保の重要性ということで、先ほど検討事項の中にも、ストレス状況の把握ということを書いていただきましたけれども、私もずっと伝え続けている、誰でも通園であったり、一時預かりであったり、様々な事業の変化に対する保育者の負荷、不安感だったり、心身のストレスの状況については、労働安全衛生法で定められているストレスチェックを超えて、しっかりと把握していくことが必要だと思っております。

保育者のストレスというもの分からない。自分でも分からない、周りから見ても分からない。突然バーンアウトしてしまうケースを、私は本当にたくさん社労士としても見ているので、客観的に把握できる方法、自分の感覚で答えるのではなくて、しっかりと分かるような方法を義務付ける、もしくは努力義務として手引きの中に盛り込んでいただくと、制度に対する保育者の理解と、それから、貢献意識にもつながっていくと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○秋田座長 ありがとうございます。

お手を挙げていらっしゃる方全員に御発言が回るために、お一人3、4分ということで、ぜひお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、原田構成員、お願いいたします。

○原田構成員 ありがとうございます。石川県七尾市の原田です。よろしく願いいたします。私からは2点お話しします。

1点目は、障害児等の認定と総合支援システムとの関連についてであります。

実施要綱では、加算対象となる障害児は市町村が認めるものとなっております。保護者が複数の市町村の事業所を利用した場合に、障害児の判断は、事業所の所在する市町村ではなく、住民票のある市町村が基本的には判断するのだと思いますが、住民票のある市町村が障害児と認めているかどうかというものを各事業所がシステム内で分かるようになると、事業所側の職員配置もスムーズになるのではないかと思います。個人情報保護の観点からも、保護者の同意は必要になるかと思っておりますけれども、システムの中で構築する際には検討していただければと思います。

もう1点は、研修資料の作成についてであります。

誰でも通園制度を実施する事業所については、保育士以外の保育従事者と施設長を対象に研修を修了することが必要となっております。また、Q&Aでは、保育従事者も研修を受講することが望ましいということになっております。市町村が研修をする内容にばらつきが

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

あるのではないかということをおもっています。

また、一時預かりとは異なるということで、誰でも通園制度の趣旨を正しく理解してもらおう。また、理念を正しく知ってもらうためにも、国が受入れ事業所に対して必要な心構えなどを伝えるテキストや動画を作成していただけると、それを活用して市町村側が各事業所に対して説明する、または説明会、検討会を開くことができるのではないかと。

その際には、全国統一した考えで受け入れる側の事業所も、統一した考えになるのではないかと考えます。また、そのような動画が事業所内でも視聴が可能になれば、現場の保育従事者にその趣旨を正しく理解してもらうことができるのではないかと思いますので、この2点についてお話をいたしました。

よろしくお願ひいたします。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、小野構成員、その後、オンラインで北川構成員、奥山構成員、堀構成員、それから、対面で水嶋構成員、秋谷構成員、竹原構成員にお話をいただきます。

それでは、小野構成員、お願ひいたします。

○小野構成員 福岡市役所こども未来局事業調整課の小野でございます。

私からは、福岡市における今年度の試行的事業の実施状況について説明するため、資料を提出しております。参考資料の5ページでございます。

説明は6ページからでございますが、福岡市では、今年度、「福岡市型こども誰でも通園制度」という名称で、市の独自要素を加えた形で実施しております。独自要素として、利用時間については月最大40時間、対象年齢は、2歳児は年度末まで利用可能、利用形態はこどもの成育の継続的確認や保育士の負担増加への配慮という観点から、週1回の定期利用のみ。運営費については、障害のあるこどもが利用する際に、受入れ施設、受入れ体制の充実を図るため独自の加算制度を設けているところでございます。

次のページをお願ひいたします。

実施の事業所でございますが、市内全域で33事業所、様々な種類の事業所にこの事業を実施いただいているところでございます。定員は、33施設、合計931名となっております。

次のページをお願ひいたします。

申込者数は、8月末現在で653人となっております。利用者数は603人となっており、一部の事業所においてキャンセル待ちが発生している状況でございます。ただ、市全体では、上限40時間としても、申込者数に対する受皿は確保できているところでございます。なお、市外からの転入者の利用申込みや、生後6か月未満のこどもがいる家庭の問合せが現在も続いておりますので、今後も利用者は増加すると見込まれております。また、優先利用者の状況でございますが、要支援家庭が16名、障害があるこどもが11名となっております。

次のページでございます。利用時間のニーズについて説明いたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

昨年度、福岡市におきまして、こども・子育て支援に関するニーズ調査をいたしまして、その中で、こども誰でも通園制度に関する項目を設問し、利用希望を調査した結果です。

利用を希望する開始時間は9時という回答が最も多くなっており、終了時刻は16時、17時、18時が多くなっております。つまり、通常保育と同じような利用形態を望む意見が多くなっているということが分かると思います。

次に、試行的事業、週1回1日当たり最大8時間としている福岡市の状況についてです。1日4時間というニーズも一定数ございますが、1日8時間、長い時間を利用することで集団生活を体験させて、こどもの健やかな成長を促進したいという希望が多いという結果になっているところでございます。

次のページをお願いいたします。利用者や事業所の声を紹介いたします。

利用者の声として、「こどもの言葉が増えたり、いろいろなものを食べるようになったり、こどもの健やかな成長を実感している」という意見。「今まで相談相手もいなかったが、久しぶりに保育士と話せてうれしい」、「リフレッシュできた」など、この事業を利用してよかったという声を多くいただいているところでございます。

次に、事業所の声といたしまして、「保育士のやりがいや家庭保育に対する支援の必要性を感じる」といった意見を、施設長や保育士から聞いております。また、「利用形態を定期利用のみとしたことで、この事業に対するハードルが下がった」という意見もいただいているところでございます。

加えまして、月の上限時間を市独自で上乘せした効果は高いと感じております。利用者にとっては利用しやすくなったという意見、事業所にとっても保育士の負担軽減の観点や計画的な職員の配置の観点からも有効であったと考えております。さらには、この事業の目的であるこどもの育ちの応援という観点からも、上限時間の上乗せは効果があったと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで北川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 社会福祉法人麦の子会の北川です。丁寧な説明、ありがとうございます。

この制度は、こどもにとっても親にとってもとてもいい制度だというところは皆さんと同じです。特に障害のあるこどもも含めて全てのこどもを受け入れることができるし、また、障害関係施設にも門戸が広がったということで、インクルーシブの観点からもとてもよい制度だと思います。私どもの児童発達支援センターでも、10月から取り組む予定としています。

その上で、居宅訪問の在り方ですが、先日、ヒアリングの中でも意見が出ましたが、病院から退院してすぐだと、医療的な訪問リハとか看護の方の訪問が多くて、どうしても視点が

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

親御さんも含めて障害のリハビリになってしまいがちですけれども、この制度の利用によって、こどもとしての遊び、育ち、成長が、家族支援というところでも非常に大事ではないかという話が出ていました。しかし、通園できるようになったら、社会的にもこどもの育ちにおいても通園につなげることが大事ではないかと思います。

2点目ですが、倉石先生もおっしゃっておいりましたけれども、要支援家庭についてです。

困難を抱える親御さんは、私も問合せをしましたところ、サポートプランを持ってということでしたけれども、そうではない御家庭もいらっしゃいます。また、寄り添い型の支援も必要だと思います。当事者である親御さんと共にどのような関わりを持っていくかということについては、検討とか配慮が必要なもので、ここは特別な専門や有識者による検討が必要なのではないかと思います。情報共有に関しても気をつけなければいけないところだと思います。

手引きに関しては、事業実施のところですが、家族支援とか保護者支援の在り方も載せていただくといいと思いました。

それから、10 時間は、いろいろな方がおっしゃっていますので加えて言わなくてもいいと思いますけれども、命に関わることなので、お子さんをお預かりするときはかなり面接をするということで、こどもの情報、共有の情報だけではなくて、対面でするときに、家族の情報なども含めて丁寧にしていかないといけないということで、ここはベテランの保育士と担当者と、また、こどもを見る人もいて、そこに対する最初の面接のときの報酬も1時間分、10時間以外のほうがいいと思うのですが、考えていただく必要があると思います。

最後に、私どものところは、0日の虐待予防も含めて妊娠SOSを行っています。生まれた赤ちゃんとお母さんが子育てするとき大変心配なところもありますので、この制度も6か月からではなく、条件つきで生後57日という意見も出ていましたけれども、親子通園を基本とするとか、親子で早く通う場が必要なのではないかということで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 ありがとうございます。私は、意見書を出させていただいております。

まずは、こども誰でも通園制度に取り組む実施施設や事業における、誰でも通園制度だけではなくて、こどもと家族、包括的な支援の体制整備が必要ではないかと思っています。特に在宅支援を長年地域子育て支援拠点で行ってききました。こども誰でも通園制度が、その在宅家庭が気兼ねなく、遠慮せずに利用していただけるようなものになっていただきたいですし、その前後のサポートも含めて包括的な支援を行うことが大事だと思っています。

例えば、ここにデータも入れさせていただきましたが、地域子育て支援拠点事業、特に週

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

5日以上1日5時間以上実施している一般型の拠点6,589か所の中で、半数の52%が保育所や認定こども園で行われています。そういった意味では、本来の保育事業と認定こども園の事業と、地域子育て支援、それから、こども誰でも通園制度、一体的に運営していくということがとても大事ではないかと思っております。拠点の中でも一時預かりをやっているところが581か所ございます。

今日、委員の皆様から生後6か月未満の体制もとても大事だとおっしゃっていただきました。そういう意味では、私たち地域子育て支援拠点においても、親子の交流、相談、情報提供、講座、講習などもさせていただいておりますし、今日は文言が出てはきませんでした。利用者支援事業という相談機能も、拠点の中で併せて実施しているところが約半数ぐらいあります。箇所数でいえば568か所が利用者支援の基本型を拠点に置いて実施していますので、そういったところをうまく活用し、6か月以降につきましては、こども誰でも通園や一時預かりを、うまく活用していただければと思っております。

しかし一時預かり事業に関しまして、利用開始時期が市町村によってかなり違います。横浜市でいえば57日から、一時預かり事業もファミリーサポートセンター事業も使えるようになっていきます。そういった意味で、市町村によって利用可能開始時期がいろいろだということも改めて感じております。

2ページ目ですけれども、利用枠、人員配置、設備運営基準と、ほかの委員さんからもかなり出てまいりました。私も、利用できるのであれば10時間以上ぜひと思うのですが、普及の過程にあって多くの方に利用していただくと思うと、まずは10時間からということ。それから、もう既に一時預かり事業において、10時間以上の定期利用者が結構いらっしゃるということをお聞きしていますと、この一時預かり事業との併用ももちろん考えられますが、それぞれの事業の目的などもありますので、今回、こども誰でも通園制度と一時預かり事業の整合性を図っていく必要があると思っております。

また、対象施設ですけれども、施設だけではなく事業所も入っておりますので、その事業所の明記もぜひ入れていただきたいと思っております。

それから、余裕活用についてですけれども、余裕活用型であっても、年間を通じて一定枠用意していただくということで、秋に定期保育が一杯になると受けられないというふうにならないように、年間を通じての枠を確保していただきたいと思っております。

それから、研修のことも出てまいりました。子育て支援研修のような全国一律の研修があって、しっかりと理念を共有して、全国的に展開されることがとても大事だと思っております。

また、安定的な運営確保のために、資料にもありましたが、基礎的給付の実現が大事だと思っております。横浜市においても、私どもも、今回地域子育て支援拠点事業として、こども誰でも通園制度に8月から取り組んでおりますが、横浜市でも基礎分として事業費を計上してくださっております。全国のお取組の状況も確認した上で、運営確保のための体制整備を

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

お願いできればと思っております。

また、私どもは、一定の場所を確保できずに実施しています。今日、資料を見させていただきましたら、専用の部屋なしが71%になっていたと思います。ぜひ専用施設でやりたい。それがあつて定員を増やせるという事業所のために、専用施設が確保できるような補助体制をお願いできればと思っております。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員 堀でございます。よろしくお願ひいたします。

今回、資料を御用意いたしました。御参照いただけたらと思います。

まず、試行的事業の取組に関して今回リサーチいただけたということは、検証という点でも大変意義があると思っております。また、何より試行的事業に手を挙げてくださった自治体や事業者、保育の方々に、保育に携わる者として感謝申し上げたいと思ひます。

今回、皆様から御意見をいただきまして、今回の検討事項の骨子となる利用時間の上限の問題、費用の課題、DX化の構築など、今後、改善が必要な点が多くあると思ひますけれども、その上で私からは、本事業の保育の質の部分について改めて意見を述べさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

この事業を多くの自治体で始めるに当たつて、自治体の認可手続きを得ていただくということがあつたかと思ひます。本制度を多くの実践の場で行うためには、環境の整備が必要だと考えます。種別の中には、0、1、2歳の受入れ経験のない場も加わるということもあります。こどもにとっては安心できる大人の存在が大変重要で、そこには保育者の専門的な関わりが求められると考えます。そうした人的環境の確保、また、安全に配慮されて、かつ魅力的なおもちゃ、物的環境も加えて、こどもの育ちに適した環境が必要だという点。また、先ほどから挙がつております、障害を含めて、こどもの状況に合わせた対応などがあります。その点をいかに評価するかということも今後の整理が必要だと考えます。

次のスライドをお願いいたします。

一方で、保護者にとつても保育の場が、こども同様継続的に特定の保育の場に関わること、そのことが子育てを学び、子育てのよりどころとなつていくと考えます。そのためにも保育の場が、先生方のほうで保護者に寄り添い、そして、子育ての喜びや自信につながるような相談機関としての役割が求められると思ひます。従来の在園家庭のみならず、地域のニーズ、全ての子育て家庭のよりどころとなることが本制度の意義と考えますが、保育者にはそうしたスキルが求められると考えます。

次のスライドをお願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

制度を行う上で、社会として、これはこちらで議論することではないのかも知れないですが、今、保育の場に期待される新たな多様な役割があるわけですが、保育人材を今後継続的に確保するためには、社会全体の保育利用の意識の改善も同時に必要だと考えております。もちろん労働時間などは、保育者は守られているところも多くあるとは思いますが、多様性のあるお子さん、御家庭と関わるということは、様々な保育者の労働環境やメンタルヘルスの改善にもつながると思います。そのことが専門性を発揮しうる魅力的な職場環境となって、保育の担い手の増加にもつながることを期待します。このことは、保育者養成に関わるものとしても強く要望したいと思います。

最後に、手引きの構成につきまして、2つ目の事業実施の留意事項のところに、先ほど申し上げたような保護者への対応の在り方も、新たに加えていただけるとよいのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、水嶋構成員、お願いします。

○水嶋構成員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

今月2か所の子育てサロンなどで、この制度についてのお話をさせていただく機会がありました。また、試行的事業を実施している家庭的保育の利用の様子を見てきましたので、その2点から発言いたします。

まず、こども未来戦略の基本理念の1つである社会全体の構造や意識を変えていくということから、こども誰でも通園制度は、対象0～3歳未満児の子育て親子や保育者などの関係者だけが知っていればいいのではなくて、全ての人に伝わるように、引き続き周知を図っていただきたいということです。

子育てサロンでも、それに関わる人たちが多くいらっしゃいました。でも、「聞いたことはあるけれど、よくわからない」とおっしゃっている方がいて44～45人いたのですが、「初めて知りました」といった親子が1組だけありました。

次に、家庭的保育での試行的事業ですが、私が見学にいったときには2歳児が来ていました。7月から8月末で8回目、親子通園もしやすい家庭的保育ですが、最初だけだった。2回目からはお子さんのみで来ている。2回目からは泣かずに利用できていて、保護者は初めて預けるので小さな規模の家庭的保育が安心だったとして選ばれたようです。すっかり慣れて、通常保育のこどもと同じように過ごしていました。

その後、今度は生後6か月児の利用があり、母親が「なかなか寝ない子で困ってます」と言われたので、通常保育のこどもがいる中でも柔軟な保育ができるので、その子を寝かせたということでした。余裕活用型での実施ということもあり、人員不足ということもなく、いつものとおりの保育体制で行ったということです。最初は少人数の家庭的保育の利用で、家

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

庭とは違う環境に慣れてから、その後、保育園など大きな施設も利用してみるというような方法も、この制度ではできるのではないかと思います。

受入れの年齢ですが、小さい赤ちゃんは乳幼児突然死症候群というような病気もあります。それは慣れていない環境で起こりやすいといわれているので、こどもの安全面を第一に考えて決めていくことが必要ではないかと思います。

試行的事業をやってみて2点。余裕活用型での利用は、こどもとの愛着関係ができ始めた頃に、定員が埋まるとそこで利用ができなくなる。人員やスペースに余裕がある場合など、基準を設けて継続できるようにできないかということ。もう1点が、保育類型で受入れ方や状況が異なるので、地域の中で試行的事業を実施している事業所が集まって、問題共有のような意見を交わすことも必要ではないかということです。

他には、子育てサロンでお母さんたちが輪になってお話をされている中で、「やっぱりこの制度いいね。早く作ってほしかった」と自然に意見が出ていました。急にワンオペ育児になることもあるので、そういうときに一時預かり事業ではなくて、すぐに利用できる方法もできてとても助かるということ。2人目、3人目を妊娠中のお母さんも好意的な意見でした。「こどもの3歳以降の入園を考えたときに、これを利用することによって翌年につながっていく。入園の参考になる」という、そういうお母さんの自然な意見を聞くことができました。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、秋谷構成員、お願いします。

○秋谷構成員 松戸市保育課の秋谷でございます。

私からは、大きく2点お話をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず1点目でございますが、先ほど、高槻市さんや栃木市さんからお話がありましたが、来年度に向けた松戸市のスケジュールについてでございます。

現在、令和7年4月からの運用に向けて、内閣府で準備をいただいているところかと思えますが、松戸市といたしましては、令和7年4月からの実施に向けて、来年3月議会の上程を考えております。

それに向けまして、条例案の策定や認可に向けた要綱案の策定、松戸市議会への上程承認、実施事業所に関する審査・認可等を内閣府令発令後に実施する必要がございます。松戸市におきましては、現在、公立保育所3か所、民間小規模保育事業所2か所にて試行的事業を実施しておりますが、引き続き令和7年度につきましても、4月から実施するためには、内閣府令は遅くとも令和7年1月中旬頃までに発令をしていただきたいと思いますと考えております。

また、令和7年度4月から実施にするに当たりまして、内閣府令の発令以前から、条例案や認可に向けた要綱案等の準備を進めてまいりたいと考えておりますので、内容に関しま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

して事前に案を提示していただくことを併せてお願いいたします。

2点目でございます。こども誰でも通園制度を実施する上での手引きについてでございます。

令和6年9月6日付で、多様な保育推進事業の実施についてが一部改正されまして、実施要綱において、障害児、医療的ケア児、要支援家庭のこどもの定義が示されております。

要支援家庭のこどもにつきまして、対象であるとする判断を市町村に委ねている部分がありますことから、手引きや今後示される事例集におきまして、具体的な内容をお示しいただきますようお願いをいたします。また、手引きの中で、Ⅱの実施事業の留意事項④に、特別な配慮が必要なこどもへの対応について記載される予定となっておりますが、障害児、医療的ケア児だけではなくて、要支援家庭のこどもやその御家庭への対応につきましてもお示しいただきますようお願いをいたします。

また、前回の検討会においても、現場における課題としまして私のほうからお話をさせていただきましたが、支援計画の作成や日々の記録作業についてのお話をしました。短期間しか利用しないお子様や月1回しか利用しないお子様など、計画の作成がどこまで必要なかにつきましても、手引きにお示しいただけますと幸いです。

私からは以上でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、竹原構成員、お願いをいたします。

○竹原構成員 お世話になります。国立成育医療研究センターの竹原です。

私からは大きく2点、御提案をさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、来年度以降、制度化、給付化と段階的に進んでいくということが示されました。そこに当たりまして、10月、12月の次回、次々回の検討会に向けて、これから手引きを作成されて、それを侃々諤々議論していくことになると思うのですけれども、そのタイミングであるからこそ、ぜひPDCAを回していくための設計を導入していくとよいかなと思っています。

具体的には、これから担当の職員さんが手引き案を作成されると思うのですけれども、書き切れないこととか、ここまで書いていいのかどうか、すごく悩むところがたくさん出てくると思います。それを手元にメモとして全部残しておく。令和7年度が始まってからそれをすぐ調査して、それを基に、令和8年度の給付化に向けたときに白黒がつくものは改定していくというようなロードマップを描いておく必要があると思うので、手引きをつくっている最中に困ったことをぜひ手元に残しておいて、それを来年度早々、夏ぐらいの早い段階には調査を実施してというようなロードマップを描くといいのかなと思っています。

2点目、これはより大きな話になってしまうのですが、実現も難しいかもしれませんが、せっかくこども家庭庁ができたので御提案をさせていただきます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

こども誰でも通園制度という制度ができて、来年度から本格的に始まる段階になったのであれば、今までは、誰でも通園制度の中身そのものに関して議論を重ねてきたわけですが、これを利用する国民一般の方々からしたら、何の制度かというのはさほど大きな関心ではなくて、自分が子育てをどれだけしやすくなるのかという考え方で制度が使われていくようになると思います。そういう意味ではこども誰でも通園制度の、制度の中身だけではなくて、奥山構成員が先ほど言われましたが、ほかの支援制度も含めた包括的な支援制度の在り方を柔軟に考えていく必要があると思います。

ほかの制度というのは、一時預かりとか保育関連のことだけではなく、例えば駒崎構成員が一番最初におっしゃっていましたが、産後ケア事業やほかの課にまたがるものであっても、こどもを育てる、家庭を支える制度というのはこども家庭庁の中に一杯あるわけですから、それらを横串を刺したり連携をしたりということを、国もそうですし、各自治体にも奨励をするというようなことをぜひ推進していただきたいと思っています。

そうしないと、例えば産後ケアの申込みをしました。空きがないから断られました。その日とても困っている親御さんが、ちょっとでいいから預かってほしい。それを、こども誰でも通園制度で見れますよということになれば、それはこどもの育ちという意味でも効果があると考えることもできると思います。窓口ごとに分散されるのではなくて、親子を中心にした制度設計への発展ということも検討を始めていただければと思います。

それに関しまして相互支援システムですけれども、既に縦割りになりそうな問題が起きている、結局、各制度ごとにアプリができるわけです。これは、各申請手続きを電子化、デジタル化しているだけであって、本当の意味でDXになっていない。親御さんのスマホのホームに、こども家庭庁が関連する制度のガジェットが大量に並ぶのはおかしいと思うので、ゆくゆくでいいですけども、アプリとか何らかのシステムを統合していく。そういうことを視点に入れて、今ベンダーさんに設計をしてもらうことが大事だと思うので、将来統合していくということを見据えた制度設計もしていただければと思います。

以上になります。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問や御意見につきまして、事務局から回答をお願いいたします。

○栗原課長 ありがとうございます。保育政策課長でございます。

多岐に渡る御意見、ありがとうございます。議題ごとにお答えいたします。

まず、前々からお示しさせていただいた利用可能の枠の話や人員の基準、安定的な運営に向けてというところ、これまでに引き続き、現状実施されているところの実感も踏まえて御指摘をいただきました。

特に利用可能時間のところはそもそもの運営の体制が本当にできるのか、全国的にできるのかということと、反面、ニーズに対応した時間というのは何なのかという御指摘をい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

ただきましたので、そういうところもしっかり視点を持ちながら考えていきたいと思えます。基準のところと、安全のところと、これは人材確保ですけれども、保育士にこだわらないけれども、研修をしっかりととの話もいただきましたので、研修素材もしっかりつくっていきたくて考えております。

それから、安定的な運営ということで単価の話でございますけれども、ベースでどれぐらい人件費がかかるかという話と、稼働率も御指摘があったと思えますので、そういうところも踏まえながら、何よりもしっかりと体制を整備していただけるように、今後努力してまいりたいと思っております。

これらにつきましては、令和7年度に向けて我々もつくっていかねばいけませんので、今回いただいた御指摘を踏まえて、次回、事務局の案を提示させていただきまして、そこに御意見をいただくという形にさせていただきたいと思えます。

手引きにつきましても、事項も含めて様々いただきました。特に要支援家庭の話も多くいただきましたと思えます。この位置づけも含めて、まさにここはしっかりと配慮をしながら、しかし迅速に動けるように、現場が対応できるようにということで検討を深めていく必要があると思えます。手引きの中に、竹原さんに言っていたように、最初の段階でどこまで書けるかというところはあるにしても、しっかりと書けるところまで書いて、現場が動けるようなものにできるだけ近づけていきたくて考えております。

また、手引き自体の目的も広く社会に浸透するということもいただきまして、そのためには、まさに分かりやすくということもありますので、そういうところも踏まえてしっかりつくっていきたくて考えております。

それから、システムでございます。様々な機能についての御提案をいただくとともに、前から議論になっていきます個人情報保護というよりは、本来、誰が知るべき情報なのか、どういう情報を知るべきなのか、それをどこまで人が知るべきなのかというところの整理をした上で議論すべきではないかというところをいただきましたので、その視点も持ちながら、システムの話だけというよりは、システムと併せて業務の運用の話もあるかと思えますので、整理をしていきまして、ものによっては手引きのほうにしっかり入れていく話もあると思えますので、そういう形で少し検討を深めていきたくて考えております。

それから、全体としていただいた中では、スケジュールの話がございます。まさに現場は自治体ですので、自治体が来年度に向けて条例と認可の手続きをしていかなければいけないというところで、こちらにつきましては、次回、案を示させていただきますけれども、そこに関係する基準の部分は、我々の府令案は早めに自治体にお示しして、自治体の条例策定手続きに間に合うようにさせていただきたいと思えますし、認可の手続きは、まさに形式的に求めて手間がかかるというよりは、中身を担保できる形で、できるだけ簡素化を図りたいと思っておりますので、そちらの工夫についても引き続き御意見をいただけたらありがたい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

と思っております。

併せて、先ほどの話にかぶりますけれども、要支援、障害児の対応は、よりしっかりと園のほうでも受け入れるということもありますし、自治体のほうでどういうふうに行きと支援につなげていくかという話をいただいたと思いますので、そここのところの現場の知見も集めまして、手引きなり様々な形があると思いますので、お示しできるようにしていきたいと考えております。

あと、一時預かりの話と併せて、これも竹原委員からのお話だったと思いますけれども、我々縦割りになっていると。こども誰でも通園制度と保育政策課の他の制度の中でも若干縦割りになっているという感触の中で、こども家庭庁全体、もっと言うと、いろいろな制度全体の中で、どうやってこどもと家族を支えていくかという視点を持ってこの制度をしっかりと進めていきたいと思っておりますし、何よりも国民のみなさんに御理解いただけるような形での打ち出しをつくっていききたいと思っております。

制度の趣旨は、もちろん一時預かりとの関係とか個別のところの整理と、あとは、それらの使い方、それらをどういうふうに使って、何よりも、こどもの育ちのために現場がどう制度を整えるか、体制を整えるかというところに着眼点を置きながら、手引きを含めて様々なものを仕上げていきたいと考えております。

1点だけ、御質問としていただいたシステムのところで、自治体のほうに今回のシステム利用について何かフィーのようなものを取るのかというお話がありました。現時点で我々が今構築しているものを自治体が御利用いただく際にお金を払っていただくということは想定しておりませんので、そこは御安心いただいて、ただ、使い勝手が悪いものになると使っていただけませんので、そこは利用しやすいものとなるようにやっていきたいと思っております。

将来的な課題として、DX 全体での結合という話もいただきました。ここは先ほど申し上げたとおりで、いろいろ進んでいますけれども、連結できる部分は当然連結していきますし、単に連結をするだけではなくて、全体としてどう使っていくかというところも絵姿を描きながら、できるものからしっかりと進めていきたいと思っております。

まだまだいろいろお答えしたいのですが、ここまでにさせていただければと思います。

本日はありがとうございます。

○秋田座長 どうもありがとうございました。

皆様には多くの観点から、生きたそれぞれのお声を酌み取った御発言や御意見をいただき、有意義な時間になったと思います。

時間となりましたので、本日の検討会はこれにて閉会といたします。

次回の検討会では、本日いただいた御意見も踏まえて、先ほどお話がございましたように、事務局より利用可能時間や人員配置基準に関する対応方針を御提示いただきまして、さら

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

に議論を進めていきたいと考えております。

次回開催日程について、事務局よりお願いをいたします。

○平山課長補佐 次回の日程につきましては、確定次第、追ってお知らせいたします。

○秋田座長 御出席いただきました皆様、どうもありがとうございました。オンラインの方もどうもありがとうございました。閉会いたします。

(了)